

# 入札説明書

件名：図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務

令和元年5月

新潟市教育委員会中央図書館

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1. 競争入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務 一式

### (2) 履行の内容等

別紙仕様書のとおり

### (3) 履行場所

新潟市教育委員会中央図書館が指定する場所

### (4) 契約期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで（60ヶ月間）

なお、本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。

### (5) 入札方法

本業務は、60ヶ月の長期継続契約であるが、入札書の金額欄には、契約初年度（月額×1ヶ月）に要する金額（消費税及び地方消費税を含まない）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 保守対象機器に関し、本市の求めに応じて、迅速な保守作業の体制が整備されていることを証明できる者であること。

(5) 本業務と同様な業務の契約実績がある者であること。

### 3. 問い合わせ先

郵便番号950-0084

新潟市中央区明石2丁目1番10号

新潟市教育委員会中央図書館

電話：025-246-7700（直通）

ファックス：025-246-7722

電子メール：chuo.cl@city.niigata.lg.jp

### 4. 競争入札参加申請等

- (1) 様式第1号「一般競争入札参加申請書」に、様式第2号「秘密保持誓約書」、様式第3号「供給機器に関する保守・点検・修理等の体制調書」を添えて、令和元年6月6日（木）午後5時までに上記3の場所に持参または郵送にて提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。
- (3) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知書を令和元年6月19日（水）までに発送する。
- (4) 申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、様式第4号「入札参加辞退届」を上記3の場所に持参又は郵送書面にて提出すること。

### 5. 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2号により、入札保証金は免除する。

### 6. 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
  - ア 日時 令和元年6月28日（金） 午前11時00分
  - イ 場所 上記3の同所3階 研修室1
- (2) 郵送による入札書等の受領期間及び提出先
  - ア 書留郵便に限る。
  - イ 受領期間 令和元年6月20日（木）から令和元年6月27日（木）午後5時まで
  - ウ 提出先 上記3の場所へ提出すること。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は、様式第5号「質疑書」を令和元年5月15日（水）から同年5月29日（水）午後5時までに上記3へ電子メール又はファックスにより提出すること。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、

入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式第6号「入札書」及び様式第7号「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第6号「入札書」を提出しなければならない。
  - ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
  - イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
  - ウ 入札金額
  - エ 履行場所
  - オ 品名（件名）及び数量
  - カ 品質・規格詳細に記載すること。ただし、「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
- (11) 入札書等及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書等は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等ほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選

により入札者を決定するなどの場合がある。

- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、6.(1)の入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。また、下記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (20) 再入札は1回とし、落札者がない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

## 7. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

## 8. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求

者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

## 9. 低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は、落札を保留し、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断したときは、その者を落札者とししない場合がある。

## 10. 契約の停止等

本契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

### 11. 契約保証金

新潟市契約規則第33条および物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領の2により、契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、同規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 12. 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 落札者は、落札金額に対応する項目（機器等）ごとの内訳明細書を作成し、速やかに本市に提出すること。

### 13. 支払いの条件

本契約に係る代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

### 14. 契約条項

別添「契約書（案）」による。

### 15. 競争入札参加資格審査申請

本件の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本件の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を令

和元年5月30日（木）までに下記へ提出すること。なお、申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

なお、この場合は、「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」を入手のうえ、その写しを「4. 競争入札参加申請等」の提出書類に含めること。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話：025-226-2213（直通）

[http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku\\_top](http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top)

## 16. その他

- (1) 入札書の提出期限は、公告文に指定した入札書提出期限とし、提出期限以後に到着した入札書は、いかなる理由があっても無効とする。
- (2) 入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

様式第1号

## 一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所在地  
称号又は名称  
代表者氏名

印

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

### 記

項目	摘要
入札公告年月日	令和元年5月15日
公告番号	新潟市契約公告第34号
調達物品名	図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務
競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中 業者コード:
添付書類	(参考) ・秘密保持誓約書(様式第2号) ・供給機器に関する保守・点検・修理等の体制調書(様式第3号) ・その他( )
連絡先	担当者
	電話
	F A X
	e-mail



様式第2号

## 秘密保持誓約書

\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、「図書館情報システム  
機器等賃貸借及び保守業務 (以下「本件」という。)」の秘密保持に関し新潟市 (以下  
「甲」という。) に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 本秘密保持誓約は、甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約  
するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において、秘密情報とは甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開  
示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含  
まれないものとします。

- (1) 公知の情報
- (2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- (3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、  
秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本件のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事  
前に甲の書面による許可を得ない限りは、本件以外の目的には一切使用又は利用し  
ません。

(損害賠償)

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりし  
たことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲  
が適当と考える必要な措置を採ってもかまいません。

(情報の返還)

第7条 乙は、本件終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し、ま  
た甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図り  
ます。

誓約日 令和 年 月 日

(乙) 所在地  
称号又は名称  
代表者氏名

印

## 様式第3号

# 供給機器に関する保守・点検・修理等の体制調書

商号又は名称

### 1 保守作業の体制について、該当する番号に○印で囲むこと。

(1)新潟市教育委員会中央図書館から故障等の連絡があった場合、迅速に対応をとることが可能です。

(2)新潟市教育委員会中央図書館から故障等の連絡があった場合、迅速に対応をとることができません。

※「迅速に対応」とは、図書館情報システム運用保守事業者からハード保守の依頼があった場合、連絡調整を行い、速やかに対応開始することをいう。保守対象日、保守時間帯は、以下のとおり。

種類	ハード保守対象日	ハード保守時間帯
①サーバ機器	年未年始(12/31～1/3)を除く毎日	9:00～22:00
②サーバ以外	月曜日から金曜日、ただし土曜日・日曜日・祝日及び年未年始(12/31～1/3)を除く	9:00～17:00

### 2 保守作業の体制について

項目	体制	備考
技術支援業者名称(※)		法人名を記入
所在地(※)		所在地を記入
当社との関係(※)		直営・協力
技術スタッフ数		人 スタッフ数を記入
常時対応可能なスタッフ数		人 スタッフ数を記入
作業着手までの所用時間		時間 時間を記入
緊急時の技術員派遣体制		有・無

※保守業務を第三者に委託する場合は、委託先の情報について記載すること。保守を第三者に委託しない場合は、「直営で実施」と記載すること。

保守業務を複数の業者に委託する場合は、欄を追加して記載すること。

3 過去2年間における本業務と同様な契約実績について、該当する番号に○印で囲むこと。  
なお、(1)の場合は、契約実績を記入すること。

(1)本業務と同様な契約実績が複数回あります。

契約期間	契約締結先	契約内容 (機器名称等)	契約金額 (月額税込)

※「一般競争入札参加申請書」の提出日から起算して2年以内に履行が完了した契約の記載を原則とするが、履行中の契約についての記載も認める。いずれの場合も、本市が契約締結先に履行状況について確認する場合がある。

(2)本業務と同様な契約実績がありません。

令和 年 月 日

所在地  
称号又は名称  
代表者氏名

印

様式第4号

入 札 参 加 辞 退 届

(あて先) 新潟市長

件 名 : 図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務

辞退理由 (出来るだけ詳しく記入してください)

---

---

令和元年 月 日

所在地

称号又は名称

代表者氏名

印

## 質 疑 書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者 )

(電話番号 )

(ファックス番号 )

- 1 公告番号 新潟市契約公告第34号
- 2 件名 図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務

### 質 疑 事 項

- 注1 回答は、本質疑書の提出締切後10日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の本件の一般競争入札公告一覧に掲載します。
- 注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
- 注3 提出期限は令和元年5月29日（水）午後5時です。提出期間を過ぎた場合は受理しません。

# 入札書

令和 年 月 日

新潟市長様

住所

氏名

印

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ

入札いたします。

金額	百	千	円	
履行場所	新潟市の指定する場所			
品名	品質・規格	数量	単価	金額
図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務			円	円

(注) 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

[記載例]

# 入札書

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。  
 (委任状を提出している場合は、社印・代表者印は省略できます)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町  
 〇丁目〇〇番〇〇号  
 氏名 △△株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

・代表者本人が入札する場合は記入不要です。  
 ・委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

受任者 〇〇 〇〇 (印)

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ

入札いたします。

総額(税抜)の金額を記入してください。  
 下記の「金額」と同額。

金額	¥	百	千	円	
	〇	〇	〇	〇	
履行場所	〇〇〇〇〇				
品名	品質・規格	数量	単価	金額	
〇〇〇〇〇〇〇〇	△△△	〇ヶ月	〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円	
<p>“仕様書のとおり”          という記載でも結構です。</p>		<p>(長期継続契約の場合) 月額(税抜)          を記入してください。</p>			

(注) 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

様式第7号

委 任 状

令和 年 月 日

新潟市長様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名

印

受任者 氏名

印

記

件名 図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務



様式第7号  
[記載例]

## 委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新 潟 市 長 様

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町  
〇丁目〇〇番〇〇号  
氏 名 △△株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

印

受 任 者 氏 名 〇〇 〇〇

印

記

件 名 図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務

図書館情報システム機器等  
貸借および保守業務 仕様書

令和元年 5 月

新潟市教育委員会中央図書館

## 目次

I. はじめに	1
II. 調達全般	
1 納入場所と設置場所	1
2 納入期限	2
3 機器の賃貸借期間	2
4 契約形態及び支払いについて	2
5 調達範囲	2
6 スケジュール	3
7 機器の仕様	4
8 保守の仕様	24
9 納入条件	25
10 機密保護	25
11 その他	25

## 図書館情報システム機器等賃貸借および保守業務 仕様書

### I. はじめに

1. 新潟市の図書館は、平成27年7月から富士通社製の図書館パッケージ「iLisfiera」をカスタマイズして図書館業務を行っている。19館の図書館と4室の地区図書室で、資料の目録管理、貸出、返却、予約、発注管理、帳票業務などのオンライン業務、及びWebOPAC、ホームページ管理等を行い、オフラインの地区図書室の目録データの一部も図書館情報システムで管理している。

本仕様書は、本システムの安定的な稼働を確保するために必要なサーバ機器及びクライアント端末など本システム用機器の仕様、及びハード保守の仕様を記載したものである。

2. 本仕様書は、本システムの運用を行うために必要な構成、機器等について最低限の基準を示すものである。本仕様書に記述していない事項であっても、システム構成上、本システムとして効率的に稼働するために必要な機能を備えた上で、本仕様書の要求を満たす最適な構成とすること。

### II. 調達全般

#### 1. 納入場所と設置場所

納入場所：

レーザープリンタ及びレシートプリンタは、別表「図書館情報システム用機器等 設置図書館・図書室一覧」に直接納品とする。

それ以外の機器等は、本市の指定する以下の4か所（本システム開発業者がセットアップを行う場所）とする。

(1) 新潟市立中央図書館 新潟市中央区明石2丁目1-10

(2) 新潟市立岩室図書館 新潟市西蒲区西中889-1

(3) 東区プラザ図書室 新潟市東区下木戸1丁目4-1

(4) 株式会社富士通新潟システムズ

新潟市中央区万代4-4-27 NBF 新潟テレコムビル6F

※株式会社富士通新潟システムズは、図書館情報システムの開発業者

設置場所：別表「図書館情報システム用機器等 設置図書館・図書室一覧」のとおり。

本システム開発業者がセットアップ後に新潟市内の図書館・図書室に設置して使用する。

## 2. 納入期限

令和元年8月末日（予定目標）

※納入期限内に納入することが困難であると認められる場合には、落札者と協議する。

## 3. 機器の賃貸借期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで（60ヶ月間）

## 4. 契約形態及び支払いについて

### （1）契約形態

契約形態は、月額賃貸借金額を定めての長期継続契約とする。

### （2）契約方法

本業務は、公募型・最低価格落札方式一般競争入札で調達し、本市とその落札者の間で2者契約を行う。

なお、本業務の落札者が、保守業務等の部分的な範囲を他の者に委託（再委託）しようとする場合、本市が示す所定の様式をもって再委託の申請を行い、本市の承認を得ること。

### （3）支払実績の起点

契約締結から賃貸借契約期間の開始までは、機器の動作テスト等を含めた準備期間とし、支払いについては、令和2年3月実績分から発生するものとする。

### （4）支払方法

本市は、本書で定める成果物の納入、履行届出書の提出により、受託者へ「契約書」で定めた対価を月額で支払う

## 5. 調達範囲

（1）本システムの更新に伴う機器、機器の納入、賃貸借期間のハード保守、損害保険、本システム開発事業者（別契約）との連絡・調整、並びに賃貸借期間終了後（再度賃貸借した場合はその期間終了後）の機器撤去までを範囲とする（以下「本契約」という。）。  
その他機器は現状と同様に設置する。

(2) 調達範囲に係る費用一切を含むものを賃貸料として契約する。したがって、搬入費、梱包材回収処分費等の一切の費用を入札価格に含めること。

(3) 本契約の履行に当たっては、本市及び本システム開発業者（別契約）と緊密な連携及び調整を図り、本システムの正常動作を確実に実現すること。

(4) 受注者と本システム開発業者（別契約）との作業範囲

上記（1）に挙げる作業において、受注者と本システム開発業者との作業範囲は以下のとおりとする。

No	作業内容	作業範囲	
		受注者 (本契約)	本システム開発業者 (別契約)
1	ハードウェア調達	○	—
2	ソフトウェア調達	○	—
3	納入場所への機器搬入	○	—
4	納入場所から設置場所への ハードウェア運搬	○	○
5	設置場所でのハードウェア設置 及び設定	○	○
6	ソフトウェアのインストール	—	○
7	システムインストール及び設定	—	○
8	現行システムのデータ移行	—	○
9	ハードウェア保守	○	—
10	図書館パッケージ保守	○	—
11	図書館パッケージ運用支援	—	○
12	調達機器への切替及び切替立会い	—	○
13	賃貸借期間終了後の全データ削除	○	○
14	賃貸借期間終了後の調達機器解体・撤去	○	—

※両方○がついているものは協議する。

## 6. スケジュール

スケジュールの概要は、以下のとおりとする。

期間	内容
契約後すぐ	・機器手配
令和元年8月末日	・機器納入

令和元年9月～ 令和2年2月	・本システム開発業者（別契約）による設定作業 ・梱包材回収
令和元年11月～ 令和2年3月	・本システム開発業者（別契約）による、納入場所から設置場所へのハードウェア運搬，設置
令和元年11月～ 令和2年3月	・本システム用機器の運用試験，調整
令和2年3月	・新図書館情報システム供用開始
令和2年3月～ 令和7年2月	・全機能提供期間（賃貸借期間）

## 7. 機器の仕様

### (1) 調達機器一覧

調達機器は、以下の通りである。なお、納入する機器の変更（メーカーの機種変更や仕様変更等のためその機器を納入することが不可能な場合）やその他の問題が発生した場合は、遅延無く本市へ報告し、協議すること。

表 1-1 調達機器一覧

項番	機器名	数量	備考
ア	図書館サーバ	1式	
イ	ストレージ装置	1式	
ウ	外部公開サーバ	1式	
エ	音声応答システムサーバ	1式	
オ	利用者開放インターネットサーバ	1式	
カ	サーバ関連その他機器	1式	
キ	無停電電源装置	8台	
ク	管理端末	2台	
ケ	管理端末(ノート)	2台	
コ	業務端末	104台	
サ	業務端末(ノート)	31台	
シ	汎用端末(ノート)	2台	
ス	汎用端末(タブレット)	24台	
セ	BM用端末(ノート)	1台	
ソ	利用者端末	135台	
タ	パソコン関連その他機器	1式	
チ	ネットワーク機器	1式	
ツ	パッケージソフトウェア及びライセンス	1式	
テ	ソフトウェアメンテナンス&サポート	1式	

(2) 調達機器等仕様詳細

ア 図書館サーバ (1式)

表 1-2-1 図書館サーバ

区分	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ラックマウント型 (ラック搭載金具含む)	
CPU (動作周波数/コア数/3 次 キャッシュ)	Xeon プロセッサ (2.6GHz 以上かつ 1CPU あたりのコア数が 16 以上のもの) ×2 以上又は, 上記プロセッサの互換プロセッサ×調達数で上記と同等以上の性能であること。	
メインメモリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 192GB 以上であること。</li> <li>・ 拡張可能なスロットを備えていること。</li> </ul>	
ファイバチャネル	ストレージ装置と 16Gbps 以上で接続可能なポートを 2 以上有していること。	
LAN ポート	1000BASE-T 対応の LAN ポートを 8 ポート以上有していること。	
電源装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源装置は冗長化により 2 個以上搭載していること。</li> <li>・ 活性交換ができること。</li> </ul>	
信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パーティショニング機能などを有し, 筐体内で分割されたシステム同士で障害隔離性を向上できること。</li> <li>・ 内蔵ディスクなしでサーバを構成できること。</li> </ul>	
柔軟性	フレキシブル I/O などのパーティショニング機能を有し, CPU・メモリと I/O を自由に接続し, 業務ごとの特性に応じてハードウェア資源を最適化できること。	
コンソール切替	「カ サーバ関連その他機器」に記載の「KVM スイッチ」と接続して本体の操作が行えること。	
ソフトウェア		
ホスト OS	Red Hat Enterprise Linux(RHEL)7.6 以降を 60 ヶ月利用できるようにすること	
ゲスト OS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RHEL を無制限で 60 ヶ月利用できるようにすること。</li> <li>・ Windows Server(WinSvr)2016 以降を 2 ゲスト以上, 60 ヶ月利用できるようにすること。</li> </ul>	
ハードウェア監視	ネットワーク経由で本機器に搭載する CPU, メモリ, 電源装置等本機器が正常に動作するための装置の監視が行えること。	
電源管理	ネットワーク経由で本機器に接続された「キ 無停電電	



		源装置」に対し、時刻を指定して電源投入、電源切断を行うことができること。	
	ストレージ接続	外部のストレージ装置とマルチパスで通信が行えるようにすること。	
	DeviceCAL	Windows Server 2016 DeviceCAL を接続端末数 228 台分用意すること。	

イ ストレージ装置 (1式)

表 1-2-2 ストレージ装置

区分	諸元	備考
ハードウェア		
筐体	2.5 インチ HDD を 12 台以上搭載できること。	
形状	ラックマウント型 (ラック搭載金具含む)	
HDD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブインターフェースは SAS または同等以上 (6Gb/s) の性能を有していること。</li> <li>・ディスクの回転数が 15krpm 以上であること。</li> <li>・実効記憶容量が 4.5TB 以上であること。</li> </ul>	
ホットスペア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本表の「HDD」に記載のディスクの他にホットスペア用のディスクを 1 台以上内蔵すること。</li> <li>・「HDD」に障害があった場合は自動でホットスペア用ディスクが使用できる構成であること。</li> <li>・HDD の交換は活性交換ができること。</li> </ul>	
RAID 構成	本表の「HDD」に記載のディスクを用いて RAID1+0 を構成できること。	
ファイバチャンネル	「ア 図書館サーバ」との 16Gbps 以上で接続可能なポートを 2 以上有していること。	

ウ 外部公開サーバ (1式)

表 1-2-3 外部公開サーバ

区分	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ラックマウント型 (ラック搭載金具含む)	
CPU (動作周波数/コア数/3次キャッシュ)	Xeon プロセッサ (2.6GHz 以上かつ 1CPU あたりのコア数が 4 以上のもの) × 2 以上または、上記プロセッサの互換プロセッサ × 調達数で上記と同等以上の性能であること。	
メインメモリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16GB 以上であること。</li> <li>・ 拡張可能なスロットを備えていること。</li> </ul>	
内蔵 HDD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実効記憶容量 600GB 以上, 回転数 10krpm 以上, ドライブインターフェース は SAS または同等以上 (12Gb/s) の性能を有していること。</li> <li>・ RAID1 で構成し, HDD の 1 台に障害があっても稼働が継続できること。</li> <li>・ ディスク故障時に活性交換が行えること。</li> </ul>	
LAN ポート	1000BASE-T 対応の LAN ポートを 2 ポート以上有していること。	
電源装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源装置は冗長化により 2 個以上搭載していること。</li> <li>・ 活性交換ができること。</li> </ul>	
ソフトウェア		
ホスト OS	RHEL 7.6 以降を 60 ヶ月利用できるようにすること。	
ゲスト OS	RHEL を 1 ゲスト以上, 60 ヶ月利用できるようにすること。	
ハードウェア監視	ネットワーク経由で本機器に搭載する CPU, メモリ, 電源装置等本機器が正常に動作するための装置の監視が行えること。	
電源管理	ネットワーク経由で本機器に接続された「キ 無停電電源装置」に対し, 時刻を指定して電源投入, 電源切断を行うことができること。	
ウイルス対策	60 ヶ月パターンファイルの更新が可能なウイルス対策ソフトを 2 ライセンス導入すること。	

エ 音声応答システムサーバ (1 式)

表 1-2-4 音声応答システムサーバ

区分	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ラックマウント型 (ラック搭載金具含む)	
CPU (動作周波数/コア数/3 次キャッシュ)	Xeon プロセッサ(3.5GHz 以上かつ 1CPU あたりのコア数が 4 以上のもの) ×2 以上または, 上記プロセッサの互換プロセッサ×調達数で上記と同等以上の性能であること。	
メインメモリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16GB 以上であること。</li> <li>・ 拡張可能なスロットを備えていること。</li> </ul>	
内蔵 HDD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実効記憶容量 300GB 以上, 回転数 10krpm 以上, ドライブインターフェース は SAS または同等以上 (12Gb/s) の性能を有していること。</li> <li>・ RAID1 で構成し, HDD の 1 台に障害があっても稼働が継続できること。</li> <li>・ ディスク故障時に活性交換が行えること。</li> </ul>	
LAN ポート	1000BASE-T 対応の LAN ポートを 2 ポート以上有していること。	
電源装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源装置は冗長化により 2 個以上搭載していること。</li> <li>・ 活性交換ができること。</li> </ul>	
音声応答システム連携	<p>音声応答システム連携に必要な以下の機器を導入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CREATIVE 社製 USB 接続サウンドユニット</li> <li>・ ベースユニット</li> <li>・ 局線ボード / 4 回線</li> <li>・ 4 回線局線ランタイム</li> <li>・ 音声合成ソフト / 4 回線</li> <li>・ DP 認識ボード / 4 回線</li> </ul>	
ソフトウェア		
ホスト OS	WinSvr2016 以降を 60 ヶ月利用できるようにすること。	
ハードウェア監視	ネットワーク経由で本機器に搭載する CPU, メモリ, 電源装置等本機器が正常に動作するための装置の監視が行えること。	
電源管理	ネットワーク経由で本機器に接続された「キ 無停電電源装置」に対し, 時刻を指定して電源投入, 電源切断を	

	行うことができること。	
ウイルス対策	60 ヶ月パターンファイルの更新が可能なウイルス対策ソフトを1ライセンス導入すること。	
音声応答システム連携	音声応答システム連携に必要な以下のソフトウェアの最新バージョンを導入すること。 ・ Pervasive PSQL Workgroup for Magic 1・User	

オ 利用者開放インターネットサーバ (1式)

表 1-2-5 利用者開放インターネットサーバ

区分	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ラックマウント型 (ラック搭載金具含む)	
CPU (動作周波数/コア数/3 次キャッシュ)	Xeon プロセッサ (3.5GHz 以上かつ 1CPU あたりのコア数が 4 以上のもの) 以上または, 上記プロセッサの互換プロセッサ×調達数で上記と同等以上の性能であること。	
メインメモリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8GB 以上であること。</li> <li>・ 拡張可能なスロットを備えていること。</li> </ul>	
内蔵 HDD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実効記憶容量 300GB 以上, 回転数 10krpm 以上, ドライブインターフェース は SAS または同等以上 (12Gb/s) の性能を有していること。</li> <li>・ RAID1 で構成し, HDD の 1 台に障害があっても稼働が継続できること。</li> <li>・ ディスク故障時に活性交換が行えること。</li> </ul>	
LAN ポート	1000BASE-T 対応の LAN ポートを 2 ポート以上有していること。	
電源装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源装置は冗長化により 2 個以上搭載していること。</li> <li>・ 活性交換ができること。</li> </ul>	
ソフトウェア		
ホスト OS	WinSvr2016 以降を 60 ヶ月利用できるようにすること。	
ハードウェア監視	ネットワーク経由で本機器に搭載する CPU, メモリ, 電源装置等本機器が正常に動作するための装置の監視が行えること。	
電源管理	ネットワーク経由で本機器に接続された「キ 無停電電源装置」に対し, 時刻を指定して電源投入, 電源切断を行うことができること。	
ウイルス対策	60 ヶ月パターンファイルの更新が可能なウイルス対策ソフトを 1 ライセンス導入すること。	
フィルタリング	<p>フィルタリングに必要となる以下のソフトウェアについて, 最新バージョンを同時接続数 80 で 60 ヶ月利用できるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ i-Filter</li> </ul>	
DeviceCAL	Windows Server 2016 DeviceCAL を接続端末数 73 台分用意すること。	

カ サーバ関連その他機器（1式）

表 1-2-6 サーバ関連その他機器

区分	諸元	備考
KVM スイッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 コンソールから単体で最大 8 台のサーバを操作することができるものを 1 台用意すること。</li> <li>・UTP ケーブルで接続するタイプであること。</li> <li>・6 台以上の機器と接続が可能であること。</li> </ul>	
KVM モジュール	6 台の機器と接続するモジュールを用意すること。	
モニタ延長ケーブル	モニタケーブルを 5m 以上延長できるケーブル 1 本用意すること。	
キーボード・マウス	本表の「KVM スイッチ」に記載の各サーバを切り替えにより操作が行えるものを各 1 個用意すること。	
液晶ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 台用意すること。</li> <li>・19.5 インチフラットディスプレイを搭載すること。</li> <li>・本表の「KVM スイッチ」に記載の各サーバのディスプレイを切り替えにより表示できること。</li> </ul>	
データ連携用 NAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5 台用意すること。</li> <li>・登録した ID, パスワードでの利用制限が行なえること。</li> <li>・RAID1 相当の信頼性があること。</li> <li>・実効容量は 2 台が 6TB 以上, 3 台が 2TB 以上であること。</li> <li>・FTP によるファイル転送をサポートしていること</li> </ul>	
ポータブル HDD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4 台用意すること。</li> <li>・実行容量 2TB 以上であること。</li> <li>・USB ポートより電源供給できること。</li> <li>・接続インタフェース USB3.0 以上であること。</li> <li>・外形寸法 (80×120×15mm (W×D×H)) 以内であること。</li> </ul>	
ポータブルブルーレイドライブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4 台用意すること。</li> <li>・接続インタフェース USB3.0 以上</li> <li>・USB ポートより電源供給できること。</li> <li>・外形寸法 (140×150×15mm (W×D×H)) 以内であること。</li> </ul>	

キ 無停電電源装置 (8 台)

表 1-2-7 無停電電源装置

区分	諸元	備考
形状	ラックマウント型 (ラック搭載金具含む)	
動作方式	常時商用方式 (ラインインタラクティブ方式)	
定格容量	1500VA/1200W AC100V ア のサーバ接続用×4 台 イ のストレージ装置接続用×1 台 ウ のサーバ接続用×1 台 エ のサーバ接続用×1 台 オ のサーバ接続用×1 台	
バックアップ時間	約 5 分 (25℃, 定格負荷時)	
その他	ア, イ, ウ, オの機器について, 電源制御用ソフトウェアとネットワーク接続で連動し, スケジュール運転, 自動電源制御が可能な装置であること。	

ク 管理端末 (2 台)

表 1-2-8 管理端末

用途	諸元	備考
ハードウェア		
形状	デスクトップパソコン	
外形寸法	55×191×186mm (W×D×H) 程度であること。	
CPU	インテル Core™ i3-8100T 相当であること。	
メモリ	8GB 以上であること。	
HDD	256GB フラッシュメモリディスク以上であること。	
液晶	19.5 型ワイドディスプレイであること。	
マウス	光学式	
ソフトウェア		
OS	Windows 10 LTSC 2019 を導入するためのライセンス及び媒体を用意すること。	
Office	MS Office Professional Plus2019 を導入するためのライセンスを用意すること。	
ミドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定端末 1 台に導入する INTERSTAGE Studio Standard-J Edition を用意すること。</li> <li>・ 端末のハードディスクドライブをイメージ形式で退避／復元出来る Acronis True Image 2019 を用意すること。</li> </ul>	
ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60 ヶ月パターンファイルの更新が可能であること。</li> <li>・ サーバで感染状況やパターンファイルの更新状況などが一元管理できる機能を有すること。</li> <li>・ 業務システムに負荷を与えない実績があること。</li> </ul>	



ケ 管理端末（ノート）（2 台）

表 1-2-9 管理端末（ノート）

用途	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ノートパソコン	
CPU	インテル Core™ i3-7130U 相当であること。	
メモリ	8GB 以上であること。	
HDD	256GB フラッシュメモリディスク以上であること。	
液晶	15.6 型 HD 相当であること。	
マウス	光学式	
無線	1 台は 802.11ac 無線 LAN + Bluetooth 接続できること。	
バッテリー	無線機能のある端末には、大容量バッテリーを搭載すること。	
ソフトウェア		
OS	Windows 10 LTSC 2019 を導入するためのライセンスを用意すること。	
Office	MS Office Professional Plus2019 を導入するためのライセンスを用意すること。	
ミドル	・端末のハードディスクドライブをイメージ形式で退避／復元出来る Acronis True Image 2019 を用意すること。	
ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60 ヶ月パターンファイルの更新が可能であること。</li> <li>・ サーバで感染状況やパターンファイルの更新状況などが一元管理できる機能を有すること。</li> <li>・ 業務システムに負荷を与えない実績があること。</li> </ul>	

コ 業務端末 (104 台)

表 1-2-10 業務端末

用途	諸元	備考
ハードウェア		
形状	デスクトップパソコン	
外形寸法	55×191×186mm (W×D×H) 程度であること。	
CPU	インテル Core™ i3-8100T 相当であること。	
メモリ	4GB 以上であること。	
HDD	128GB 以上のフラッシュメモリディスクであること。	
液晶	17 型液晶ディスプレイであること。	
マウス	光学式	
ソフトウェア		
OS	Windows 10 LTSC 2019 を導入するためのライセンスを用意すること。	
Office	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MS Office Professional Plus2019 を指定端末 31 台に導入するライセンスを用意すること。</li> <li>・MS Office Standard 2019 を指定端末 73 台に導入するライセンスを用意すること。</li> </ul>	
ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60 ヶ月パターンファイルの更新が可能であること。</li> <li>・サーバで感染状況やパターンファイルの更新状況などが一元管理できる機能を有すること。</li> <li>・業務システムに負荷を与えない実績があること。</li> </ul>	

サ 業務端末（ノート）（31 台）

表 1-2-11 業務端末（ノート）

用途	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ノートパソコン	
CPU	インテル Core™ i3-7130U 相当であること。	
メモリ	4GB 以上であること。	
HDD	128GB フラッシュメモリディスク以上であること。	
液晶	15.6 型 HD 相当であること。	
マウス	光学式	
バッテリー	30 台に大容量バッテリーを搭載すること。	障がい者用の 1 台は、大容量バッテリー不要
ソフトウェア		
OS	Windows 10 LTSC 2019 を導入するためのライセンスを用意すること。	
Office	<ul style="list-style-type: none"> <li>MS Office Professional Plus2019 を指定端末 2 台に導入するライセンスを用意すること。</li> <li>MS Office Standard 2019 を指定端末 29 台に導入するライセンスを用意すること。</li> </ul>	
ミドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>音声読み上げソフトウェア PC-Talker を指定端末 1 台に導入するライセンス及び媒体を用意すること。</li> </ul>	障がい者用 1 台
ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>60 ヶ月パターンファイルの更新が可能であること。</li> <li>サーバで感染状況やパターンファイルの更新状況などが一元管理できる機能を有すること。</li> <li>業務システムに負荷を与えない実績があること。</li> </ul>	

## シ 汎用端末（ノート）（2台）

表 1-2-12 汎用端末（ノート）

用途	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ノートパソコン	
CPU	インテル Core™ i5-7300U 相当であること。	
メモリ	4GB 以上であること。	
HDD	128GB フラッシュメモリディスク以上であること。	
液晶	13.3 型フル HD 相当であること。	
マウス	光学式	
無線	802.11ac 無線 LAN + Bluetooth 接続できること	
バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量バッテリーを搭載すること。</li> <li>・内蔵増設バッテリーを搭載すること。</li> </ul>	
ソフトウェア		
OS	Windows 10 LTSC 2019 を導入するためのライセンスを用意すること。	
Office	MS Office Professional Plus2019 のライセンスを用意すること。	
ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60ヶ月パターンファイルの更新が可能であること。</li> <li>・サーバで感染状況やパターンファイルの更新状況などが一元管理できる機能を有すること。</li> </ul>	

## ス 汎用端末（タブレット）（24台）

表 1-2-13 汎用端末（タブレット）

用途	諸元	備考
ハードウェア		
形状	タブレット	
CPU	インテル®Celeron® N4100 相当であること。	
メモリ	8GB 以上であること。	
HDD	64GB フラッシュメモリディスク以上であること。	
液晶	10.5 型ワイド相当であること。	
マウス	8 台に光学式マウスを添付すること。	
周辺機器	8 台に LAN 付軽量スリムキーボードを添付すること。	
ソフトウェア		
OS	Windows 10 LTSC 2019 を導入するためのライセンスを用意すること。	
ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60ヶ月パターンファイルの更新が可能であること。</li> <li>・サーバで感染状況やパターンファイルの更新状況な</li> </ul>	

	どが一元管理できる機能を有すること。	
--	--------------------	--

セ BM用端末（ノート）（1台）

表 1-2-14 BM用端末（ノート）

用途	諸元	備考
ハードウェア		
形状	ノートパソコン	
CPU	インテル Core™ i5-7300U 相当であること。	
メモリ	8GB 以上であること。	
HDD	256GB フラッシュメモリディスク以上であること。	
液晶	13.3 型フル HD 相当であること。	
マウス	光学式	
バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量バッテリーを搭載すること。</li> <li>・内蔵増設バッテリーを搭載すること。</li> </ul>	
ソフトウェア		
OS	Windows 10 LTSC 2019 を導入するためのライセンスを用意すること。	
Office	MS Office Professional Plus2019 のライセンスを用意すること。	
ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60 ヶ月パターンファイルの更新が可能であること。</li> <li>・サーバで感染状況やパターンファイルの更新状況などが一元管理できる機能を有すること。</li> <li>・業務システムに負荷を与えない実績があること。</li> </ul>	

ソ 利用者端末 (135 台)

表 1-2-15 利用者端末

用途	諸元	備考
ハードウェア		
形状	デスクトップパソコン	
外形寸法	55×191×186mm (W×D×H) 程度であること。	
CPU	インテル®Celeron® G4900T 相当であること。	
メモリ	4GB 以上であること。	
HDD	128GB フラッシュメモリディスク以上であること。	
液晶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うち 71 台は 17 型ディスプレイであること。</li> <li>・うち 64 台は 17 型タッチパネルディスプレイであること。</li> </ul>	
その他	79 台に液晶ディスプレイと本体を一体型化できるディスプレイマウントキットを添付すること。	
ソフトウェア		
OS	Windows 10 LTSC 2019 を導入するためのライセンスを用意すること。	
ミドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セルフメンテナンスの瞬快 (並) を指定端末 134 台に導入するためのライセンス及び媒体を用意すること。</li> <li>・悪戯操作防止の InfoBarrier を指定端末 134 台に導入するためのライセンス及び媒体を用意すること。</li> <li>・音声読み上げソフトウェア PC-Talker を指定端末 1 台に導入するライセンス及び媒体を用意すること。</li> </ul>	障がい者用 1 台
ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60 ヶ月パターンファイルの更新が可能であること。</li> <li>・サーバで感染状況やパターンファイルの更新状況などが一元管理できる機能を有すること。</li> <li>・業務システムに負荷を与えない実績があること。</li> </ul>	

タ パソコン関連その他機器（1式）

表 1-2-16 パソコン関連その他機器

区分	諸元	備考
レシートプリンタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・203 台を用意すること。</li> <li>・外形寸法（128×207×187 mm（W×D×H））程度。</li> <li>・AC アダプタが内蔵されていること。</li> <li>・端末と本体を USB 接続できること。</li> <li>・用紙幅（58, 60, 80, 83mm）を利用できること。</li> </ul>	管理用 4 台 業務用 135 台 利用者用 64 台
バーコード タッチリーダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・175 個を用意すること。</li> <li>・USB 接続できること。</li> <li>・最大読取幅：65mm 以上。</li> <li>・読み取り完了をバイブレーションで確認できること。</li> </ul>	管理用 4 個 業務用 160 個 利用者用 11 個
A4 モノクロプリンタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 台を用意すること。</li> <li>・外形寸法（387×393×244.5 mm（W×D×H））程度。</li> <li>・両面印刷できること。</li> <li>・LAN 接続できること。</li> <li>・印刷速度(A4 片面)が 34 枚 / 分以上であること。</li> </ul>	業務用 9 台 利用者用 1 台
A3 モノクロプリンタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21 台を用意すること。</li> <li>・外形寸法（459×546.5×288 mm（W×D×H））程度。</li> <li>・両面印刷できること。</li> <li>・LAN 接続できること。</li> <li>・印刷速度(A4 片面)が 32 枚 / 分以上であること。</li> </ul>	
A3 カラープリンタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 台を用意すること。</li> <li>・外形寸法（449×552×360 mm（W×D×H））程度。</li> <li>・両面印刷できること。</li> <li>・LAN 接続できること。</li> <li>・印刷速度(A4 片面)が 35 枚 / 分以上であること。</li> </ul>	
点字プリンタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 台を用意すること。</li> <li>・連続用紙が使用できること。</li> <li>・両面同時印刷できること。</li> <li>・LAN 及び USB で接続できること。</li> <li>・インターライン/ インターポイントの印刷方式を選択することができること。</li> </ul>	
点字ペンディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 台を用意すること。</li> <li>・USB 接続できること。</li> <li>・16 マス以上であること。</li> <li>・MP3 と WAV の音声形式に対応していること。</li> </ul>	

拡大読書器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1台を用意すること。</li> <li>・印刷物をカメラで読み取るタイプであること。</li> <li>・音声での読み上げに対応していること。</li> <li>・20インチ以上の液晶モニタを添付すること。</li> </ul>	
メールシーラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エクスプレスシーラーEX-4150と同等以上の機能・性能を有すること。</li> </ul>	

チ ネットワーク機器（1式）

表 1-2-17 ネットワーク機器

区分	諸元	備考
ファイアウォール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1台用意すること。</li> <li>・外形寸法（422×437×43.7 mm（W×D×H））程度。</li> <li>・ラックマウント型（ラック搭載金具含む）。</li> <li>・1000BASE-Tのポートが4ポート以上であること。</li> </ul>	
L3 スイッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2台用意すること。</li> <li>・ラックマウント型（ラック搭載金具含む）。</li> <li>・電源が冗長化されていること。</li> <li>・1000BASE-Tのポートが24ポート以上であること。</li> </ul>	
L2 スイッチ (28ポート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3台用意すること。</li> <li>・ラックマウント型（ラック搭載金具含む）。</li> <li>・1000BASE-Tのポートが28以上であること。</li> <li>・SFP 拡張ポートが8ポート以上利用できること。</li> </ul>	
L2 スイッチ (24ポート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12台用意すること。</li> <li>・ラックマウント型（ラック搭載金具含む）。</li> <li>・1000BASE-Tのポートが24以上であること。</li> <li>・SFP 拡張ポートが2ポート以上利用できること。</li> </ul>	
L2 スイッチ (18ポート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・13台用意すること。</li> <li>・ラックマウント型（ラック搭載金具含む）。</li> <li>・1000BASE-Tのポートが18以上であること。</li> <li>・SFP 拡張ポートが2ポート以上利用できること。</li> </ul>	
L2 スイッチ (10ポート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・88台用意すること。</li> <li>・ラックマウント型（ラック搭載金具含む）。</li> <li>・1000BASE-Tのポートが10以上であること。</li> <li>・SFP 拡張ポートが2ポート以上利用できること。</li> </ul>	
スイッチングハブ (16ポート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1台用意すること。</li> <li>・1000BASE-Tのポートが16ポート以上であること。</li> <li>・マグネットで金属面に接続できること。</li> </ul>	
スイッチングハブ (8ポート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17台用意すること。</li> <li>・1000BASE-Tのポートが8ポート以上であること。</li> <li>・マグネットで金属面に接続できること。</li> </ul>	



ルータ (10 ポート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 台用意すること。</li> <li>・ ラックマウント型 (ラック搭載金具含む)。</li> <li>・ WAN が 2 ポート, LAN が 8 ポート以上であること。</li> <li>・ フレッツ VPN ワイドに対応していること。</li> <li>・ LAN ポートはタグ VLAN に対応していること。</li> </ul>	
ルータ (5 ポート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 41 台用意すること。</li> <li>・ WAN が 1 ポート, LAN が 4 ポート以上であること。</li> <li>・ フレッツ VPN ワイドに対応していること。</li> <li>・ LAN ポートはタグ VLAN に対応していること。</li> </ul>	
USB シリアル 変換ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 個用意すること。</li> <li>・ ネットワーク機器のシリアルポートに USB 経由で接続できるようにすること。</li> </ul>	
1000BASE-SX 用 SFP-GBIC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 38 個用意すること。</li> <li>・ L2 スイッチに装着することで LC コネクタの光ファイバケーブルを接続できること。</li> </ul>	
無線 LAN アクセスポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 28 台を用意すること。</li> <li>・ PoE に対応し, 給電のアダプタを用意すること。</li> <li>・ 2.4, 5GHz 帯の両方利用できること。</li> <li>・ SSID ステルス機能を有すること。</li> <li>・ 有線 LAN ポートはタグ VLAN に対応していること。</li> </ul>	
マグネットシート	ネットワーク機器を金属面にマグネットで固定するため 10 枚用意すること。	

ツ パッケージソフトウェア及びライセンス（1式）

表 1-2-18 パッケージソフトウェア及びライセンス

用途	諸元	備考
図書館 PKG iLisfiera	移行データベース	1 ライセンス
	データベース追加ライセンス	1 ライセンス
	基本アプリケーションオープンサーバ	11 ライセンス
	業務クライアント	131 ライセンス
	館内OPAC	64 ライセンス
	レファレンスオプション	1 ライセンス
	SDIオプション	1 ライセンス
	流通取次連携オプション	1 ライセンス
	相互貸借オプション	1 ライセンス
	レプリケーションオプション	1 ライセンス
	収書拡張オプション	1 ライセンス
	典拠オプション	1 ライセンス
	スタンドアロンオプション	1 ライセンス
	TNSearch 基本システム	1 ライセンス
	TNSearch 追加ライセンス	1 ライセンス
	TNSearch インターネット公開	1 ライセンス
	TNSearch BM版	1 ライセンス
	TNSearch 登録用	1 ライセンス
	Ufinity for Public 基本サービス	1 ライセンス
	AutoLib 自動化書庫連携	1 ライセンス
	AVブース管理	1 ライセンス
	3M自動貸出（ABC）連携	1 ライセンス
	フェローCTIシステム着信連携	1 ライセンス
	フェローCTIシステム発信連携	1 ライセンス
汎用集計表	1 ライセンス	
Web/スマホ OPAC ギャラリーPremium	1 ライセンス	
OPAC デザインコレクション 2017	1 ライセンス	

テ ソフトウェアメンテナンス&サポート

表 1-2-19 ソフトウェアメンテナンス&サポート

用途	諸元	備考
ソフトウェア メンテナンス サポート	Postgres Plus Solution pack Basic	5年分
	移行データベース	1ライセンス
	データベースサーバ追加	1ライセンス
	基本アプリケーションオープンサーバ	11ライセンス
	業務クライアント	141ライセンス
	館内OPAC	64ライセンス
	スタンドアロンオプション	1ライセンス

(3) 調達機器仕様の補足事項

- ア 本体，その他すべての付属品は，中古品であってはならない。
- イ 本体，その他全ての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については本仕様書の記載の有無に係らず，全て提供すること。
- ウ 本仕様書記載のサーバについては，本市が指定するパッケージソフトウェア及びライセンスの動作保証がされていること。
- エ ソフトウェアはサーバ台数に必要な数量を納入するものとし，CPUライセンス等もあわせて納入するものとする。ただし，数量の指定のあるものは指定された数量を納入するものとする。
- オ ソフトウェアの種類ごとに，インストール媒体とマニュアルを最低 1 セット用意すること。なお，言語は日本語版を用意すること。

8. 保守の仕様

(1) ハードウェア保守

システムが常に安全な機能を保つように，機器等設置場所の本調達機器を対象として，次の要件を含んだ保守作業を実施すること。

- ア 保守期間は，賃貸借期間と同一の期間とし，サーバ，無停電電源装置等の主要機器については，年1回の保守点検を行うこと。また，サーバの無停電電源装置については，バッテリー部品費用，当該部品の交換作業費用を含むこと。
- イ 図書館情報システム運用保守事業者からハード保守の依頼があった場合，連絡調整を行い，速やかに対応開始すること。保守対象日，保守時間帯は，以下のとおり。

種類	ハード保守対象日	ハード保守時間帯
①サーバ機器	年末年始(12/31～1/3)を除く毎日	9:00～22:00
②サーバ以外	月曜日から金曜日, ただし土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12/31～1/3)を除く	9:00～17:00

ウ サーバを安定的に利用するため, 必要に応じてファームウェアの最新化などを行うこと。

エ 保守作業を行う際には, 本市に事前連絡をし, 承認を受けること。また, 保守作業完了後は作業報告書を本市に提出すること。

オ 技術的な問題や障害を解決するために必要な技術情報, 障害切り分けのノウハウ, 作業手順, 解決方法や回避方法等の技術支援を提供すること。

## (2) ソフトウェア保守

最新の修正プログラム, バージョンアップ版の提供, 利用権等で保守が必要なソフトウェアおよび OS, パッケージソフトウェアについては, 保守に含めること。また, 保守期間は, 賃貸借期間と同一の期間とすること。なお, ソフトウェアのバージョンアップ等の適用作業は別途委託契約のシステム開発事業者にて行うものとする。

## 9. 納入条件

(1) 納入した機器及びソフトウェア等の初期不良については, 速やかに交換または修理すること。

(2) 導入に際は, 梱包材, 本市が不要と判断する付属品, マニュアル等を撤去すること。

### (3) 納入先への納入作業

ア 納入日程については, 図書館・図書室の開館・開室に支障がないよう調整が必要なため, 納入日程を速やかに中央図書館へ提出すること。

イ 施設によって施設管理状況が異なるため, 搬入方法について中央図書館と調整を行うこと。

### (4) 納入品及び保証書

ア 入札する時点で製品化されており, 未使用で最新機器であること。また, ソフトウェアについても未使用であり, 最新バージョンであること。

イ 納入時に契約物品の後継モデル若しくはバージョンが発売されている場合で, 本契約額に変更が生じない場合は, 契約業者と中央図書館との協議により, 当該後継モデル若しくはバージョンへの物品の変更が可能であること。

## 10. 機密保護

本契約内で得た情報に関しては、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用・開示してはならない。

## 11. その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

## 図書館情報システム用機器等 設置図書館・図書室一覧

	図書館・図書室名	郵便番号	住 所	電話番号
1	北 区	豊栄図書館	950-3323 北区東栄町 1 丁目 1 番地 35	025-387-1123
2		松浜図書館	950-3126 北区松浜 1 丁目 7 番地 1 (北地区公民館 1 階)	025-387-1771
3	東 区	山の下図書館	950-0056 東区古川町 4 番 12 号 (山の下まちづくりセンター 2 階)	025-250-2920
4		石山図書館	950-0852 東区石山 1 丁目 1 番 12 号 (石山地区センター 2 階)	025-250-2940
5		東区プラザ図書室	950-8709 東区下木戸 1 丁目 4 番 1 号 (東区プラザ 3 階)	025-250-2970
6	中 央 区	中央図書館	950-0084 中央区明石 2 丁目 1 番 10 号	025-246-7700
7		舟江図書館	951-8018 中央区稲荷町 3511 ※令和元年 7 月以降の住所	025-223-3235
8		鳥屋野図書館	950-0972 中央区新和 3 丁目 3 番 1 号 (南地区センター 2 階)	025-285-2372
9		生涯学習センター 図書館	951-8055 中央区礎町通 3 ノ町 2086 番地 (クロスパルにいがた 1 階)	025-224-2120
10		アルザにいがた 情報図書室	950-0082 中央区東万代町 9-1 (万代市民会館 3 階)	025-246-7713
11	江 南 区	亀田図書館	950-0144 江南区茅野山 3 丁目 1 番 14 号 (江南区文化会館 1・2 階)	025-382-4696
12	秋 葉 区	新津図書館	956-0863 秋葉区日宝町 6 番 2 号	0250-22-0097
13		荻川地区図書室	956-0805 秋葉区中野 5 丁目 1 番 50 号 (荻川コミュニティセンター 2 階)	新津図書館へ
14		金津地区図書室	956-0847 秋葉区古津 597 番地 (金津地区コミュニティセンター 1 階)	新津図書館へ
15	南 区	白根図書館	950-1477 南区田中 383 番地 (白根学習館 1 階)	025-372-5510
16		月潟図書館	950-1304 南区月潟 1417 番地	025-375-3001
17	西 区	坂井輪図書館	950-2055 西区寺尾上 3 丁目 1 番 1 号	025-260-3242
18		内野図書館	950-2112 西区内野町 603 番地 (西地区公民館 1 階)	025-261-0032
19		黒埼図書館	950-1112 西区金巻 746 番地 4	025-377-5300
20	西 蒲 区	西川図書館	959-0422 西蒲区曾根 2046 番地	0256-88-0001
21		岩室図書館	953-0132 西蒲区西中 889 番地 1	0256-82-4433
22		潟東図書館	959-0505 西蒲区三方 10 番地 (潟東ゆう学館 1 階)	0256-70-5141
23		巻図書館	953-0041 西蒲区巻甲 4262 番地 1	0256-73-5066

## 図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務委託契約書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、〇〇「図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務」について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

1 機器等の名称及び数量

「図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、明細は別表1「機器等の名称及び数量」のとおり。

2 業務仕様

別紙仕様書のとおり

3 機器等の設置場所

甲の指定する場所

4 履行期間

令和2年3月1日 から 令和7年2月28日まで

5 契約金額

月額 金0,000,000円（うち消費税及び地方消費税額 金 000,000円 ）とする。  
なお、各年度の支払いについては、別表2「賃貸借料及び保守料の内訳」のとおり。

6 契約保証金

新潟市契約規則第34条により契約保証金は免除する。

7 契約条項

別紙「図書館情報システム機器等賃貸借及び保守業務 契約条項」のとおり

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市  
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙

別表1 機器等の名称及び数量

品名	型番	数量	月額賃借料(税抜)		月額保守(税抜)	
			単価	合計	単価	合計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計						

別表2 賃貸借料及び保守料の内訳

(1)月額

内容	月額
機器等賃借(税抜)	0,000,000円
機器等保守(税抜)	0,000,000円
消費税及び地方消費税の額	0,000,000円
月額計	0,000,000円

(2)契約総額の内訳

対象期間	賃貸料 年度額 (税抜)	保守料 年度額 (税抜)	消費税及び 地方消費税 年度額	年度額計
令和00年00月00日～令和00年00月00日	0,000,000円	0,000,000円	0,000,000円	00,000,000円
令和00年00月00日～令和00年00月00日	円	円	円	円
令和00年00月00日～令和00年00月00日	円	円	円	円
令和00年00月00日～令和00年00月00日	円	円	円	円
令和00年00月00日～令和00年00月00日	円	円	円	円
令和00年00月00日～令和00年00月00日	円	円	円	円
契約総額	円	円	円	円



## 図書館情報システム機器等賃借及び保守業務委託契約書 契約条項

### (目的)

第1条 甲は、図書館情報システム機器等（以下「機器等」という。）を乙から賃借し、乙は、これを賃借する。また、乙は、甲が乙から賃借した機器等が正常な機能を果たす状態を保つように機器等の設置、調整、修理又は部品の交換等所要の保守（以下「保守業務」という。）を請け負うものとする。

2 図書館情報システム機器等賃借及び保守業務の実施に係る一切の事項は、本契約に定めるもののほか、仕様書及び甲乙協議の上で作成する機器等保守計画初頭の関連資料（以下「仕様書」という。）のとおりとする。なお、本契約の条項と仕様書等に規定がある場合は、仕様書に定める事項が優先するものとする。

### (契約保証金)

第2条 乙は、本契約の締結と同時に、甲に契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲は、乙から本契約の契約保証金の免除申請を受け、新潟市契約規則第34条に基づき、乙の契約保証金の免除を決定した場合は、乙の契約保証金の全部又は一部を免除する。

2 甲は、乙から契約保証金の納付をされたときは、乙に保管証書を交付しなければならない。

3 甲は、乙が契約保証金を納付し、かつ、本契約に定める義務を履行したときは、乙に契約保証金を還付しなければならない。なお、甲は、乙に還付する契約保証金に利息は付さない。

4 乙は、前項により甲から契約保証金の還付を受けたときは、甲に保管証書を返還しなければならない。

5 乙が契約保証金を納付し、かつ、本契約に定める義務を履行しない場合は、契約保証金は甲に帰属するものとする。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

### (機器等の譲渡又は転貸の禁止)

第4条 甲は、機器等を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

### (再委託の禁止)

第5条 乙は、保守業務の一部又は全部の実施を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書により甲に再委託の承諾を求める場合は、再委託先の名称、所在地、再委託の業務内容、再委託の理由、取り扱う情報、再委託先に対する管理方法等を記載した再委託申請書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先の保守業務に関する行為について、甲に対して全ての責任を負わなければならない。

4 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先に秘密保持誓約書を提出させた上で、本契約で定めた事項を遵守させなければならない。

5 乙は、前項により、再委託先から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

(所有機器の表示)

第6条 乙は、機器等に乙の所有に属する旨の表示をしなければならない。

(機器等の引渡し)

第7条 乙は、甲が指定する期日並びに場所に機器等を設置し、甲が使用できる状態に調整したのち、甲の検査を受け、引き渡すものとする。

2 前項の検査の結果、甲が合格と認めないときは、乙は、甲の指定する期間内に機器等の替え又は補修をしなければならない。

3 機器等の引き渡しは、第1項の甲の検査に合格したときをもって完了とする。

(動産総合保険)

第8条 乙は、機器等に対して乙の名義で乙を被保険者とする動産総合保険を付保するものとし、甲に保険の対象物件及び面積事項等の契約内容について通知しなければならない。

2 保険事故が発生した時は、甲は、直ちにその旨を乙に報告するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付する。

3 乙は、前項の保険金を次の各号に掲げる用途に使用するものとする。

(1) 機器等を完全な状態に復元又は修理すること。

(2) 機器等と同様な状態又は性能の同等物件と取り替えること。

(機器等の維持管理及び保守等)

第9条 乙は、仕様書に定める保守業務を定期又は随時に行わなければならない。

2 保守業務に関する費用において、次の各号に掲げる費用については、甲の負担とする。

(1) 甲の申し出により仕様書に定める保守業務の範囲を超えて行った保守の費用

(2) 甲の故意または過失により生じた機器等の調整、修理又は部品の交換等に要した費用

(3) 塩害、ガス害、地震、その他天変地異又は以上電圧等の外部要因に起因する故障及び損害等による修理又は部品の交換に要した費用

3 甲は、機器との据付場所について温度、湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。

(機器等の改造及び移設等)

第10条 甲は、機器等に他の機械器具を取付け、又は設置場所を変更するときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、甲の費用負担で乙が行うものとする。

2 乙は、前項の他の機械器具の取り付けが仕様書に定める保守業務の費用を増大させ、所定の保守業務ができないとき、又は機器等の正常円滑な操作若しくは機器等の機能に支障を与えるものと判断したときは、これを承認しないことができる。

(資料等の提供、管理及び返還)

第11条 乙は、甲が所有する保守業務の実施に必要な資料及び機器等（以下「原始資料等」という。）が必要なときは、甲に提供を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、原始資料等を無償で貸与又は開示等を行う。

3 乙は、甲から原始資料等の貸与を受けたときは、原始資料等の名称及び貸与を受けた日を記録した資料を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。

5 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等の使用を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、原始資料等を速やかに甲に返還し、又は甲の指示に従い破棄しなければならない。

(主任担当者の指定及び通知)

第12条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者をそれぞれ定め、書面により相手方に通知しなければならない。なお、主任担当者を変更したときも同様とする。

(直接対話の原則禁止)

第13条 甲乙は、本業務の実施に関し、相手方の職員と対話する必要がある場合は、原則として、主任担当者を通じて行わなければならない。

(指揮命令)

第14条 乙は、保守業務の実施に係わる乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行わなければならない。

2 乙の保守業務の作業場所が甲の施設内になる場合は、乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等に関して、甲乙協議の上で決定する。

(事故等の報告)

第15条 乙は、本契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の合理的な指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく詳細な報告並びに今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。

(作業状況の報告等)

第16条 乙は、甲から事前の指示があるときは、本業務の進捗及び課題等の作業状況について、甲が求める時期及び内容に基づき、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から事前の指示があるときは、打ち合せ会議を開催しなければならない。

(甲の検査監督権)

第17条 甲は、乙の本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙の作業現場の実地調査を含めた乙の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことがで

きる。

2 乙は、甲から前項の検査実施要求及び作業の実施に係る指示がある場合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。なお、実地調査の対象事項及び方法の詳細については甲乙協議の上定める。

(成果物等の納入)

第18条 乙は、仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべき本契約の目的物（以下「成果物」という。）を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

(第三者の権利の使用)

第19条 乙は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないよう細心の注意を払わなくてはならない。

2 乙は、本業務の結果に関し、乙の責に帰すべき事由により第三者から著作権又は工業所有権の侵害の申し立てが甲になされた場合、甲が次の各号の全ての対応をとることを条件として、甲に代わってこれを解決するものとし、解決に要した費用を負担する。

(1) 甲が申し立てを受けた日から14日以内に乙に事実及び内容を通知すること。

(2) 申し立てに関する調査、解決について乙に全面的に協力すること。

(3) 解決についての決定権限を乙に与えること。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第20条 乙は、保守業務の実施に関し、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、本業務の実施に関し、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に定めるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識の上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害してはならない。

(秘密の保持)

第22条 甲乙は、本契約の履行上知り得た他の当事者の秘密情報（甲又は乙が被開示者に開示する一切の情報のうち、公に入手できない情報を指す）を第三者に開示又は漏洩してはならない。また、本契約の終了後又は解除された後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 開示を受けた際に、被開示者が既に所有していたもの。

(2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。

(3) 開示を受けた後に、被開示者の責によらずに公知となったもの。

(4) 被開示者が、他の当事者又は第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したもの。

- (5) 開示を受けた情報によらずに甲乙が独自に開発したもの。
- (6) 被開示者が、法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。
- 2 乙は、本業務を実施する乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対し、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講じなければならない。  
(情報の目的外使用の禁止)
- 第23条 乙は、前条第1項の秘密情報であるかを問わず、本契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしに本契約の目的外に使用してはならない。  
(報告書の提出)
- 第24条 乙は、第9条第1項の保守業務を実施したときは、速やかに保守業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。  
(履行届書の提出)
- 第25条 乙は、前月分の保守業務に関し、本契約の履行にかかる届書（以下「履行届書」という。）を毎月、甲に提出しなければならない。  
(検査)
- 第26条 甲は、第24条の報告書及び前条の履行届書を受理したときは、その日から5日以内に保守業務の成果について検査を実施し、乙に検査結果を通知しなければならない。
- 2 乙は、保守業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の規定を準用する。
- 3 第1項（前項後段において準用する場合を含む）の検査に要する費用は、甲の負担とし、及び前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。  
(賃借料の請求及び支払い)
- 第27条 乙は、前条第1項の履行届書の受理に基づく本業務の成果について検査に合格したときは、前月分の賃借料（本契約の履行にかかる乙の保守業務の委託料を含む）の支払請求書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に賃借料を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。
- 4 甲が乙に支払うべきその月分の賃借料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、そ

の月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

(1) 第7条に規定する機器等の引渡し日を月の中途に定めたとき

(2) 本契約の全部又は一部を解除したとき

(3) 天災地変等の甲乙の責めに帰すことのできない事由により、甲が機器を使用できなかったとき

(機器の引取り等)

第28条 乙は、本契約の賃貸借期間が満了し、又は本契約が解除された場合は、機器等を速やかに引き取らなければならない。

2 甲は、前項の引き取りに際しては、機器等に取り付けた他の機械器具を取り外す等、機器等を原状に回復しなければならない。

(契約の変更)

第29条 甲は、仕様書等の要求事項を変更する必要があると認めたときは、遅滞なく乙に連絡し、甲乙協議の上で書面により要求事項を変更することができる。

2 前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第30条 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

2 甲は、前項の場合は、本契約を変更又は解除しようとする2ヶ月前までに、乙に通知しなければならない。

3 第1項の規定により本契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上で決定する。

(履行期限の延長)

第31条 乙は、災害その他の乙の責めに帰すことができない事由により甲の指定する期日までに、甲に対し第7条に規定する機器等の引渡しが完了できない場合は、速やかにその事由を明記した書面により、履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上で履行期限を延長することができる。

(履行遅延に関する違約金)

第32条 乙の責に帰すべき事由により、甲に対し第7条に規定する機器等の引渡しが完了できない場合は、甲は、乙に対し履行遅延に関する違約金の支払いを請求することが

できる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、甲が指定する期日の翌日から機器等の引渡し完了する日までの間の日数（以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約総額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 第1項の違約金は、契約金額の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。

（瑕疵担保責任）

第33条 甲は、乙が納入した成果物に乙の責に帰すべき事由による瑕疵を発見したときは、乙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求することができる。また、乙が瑕疵の補正を合理的な範囲で繰り返したにもかかわらず、瑕疵が補正されない場合は、甲は、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲が提供した資料又は指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったとき、若しくは乙が甲に提供した不相当な資料又は説明に起因するときはこの限りでない。

（損害賠償）

第34条 甲は、乙の本契約の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により損害（前条第1項に規定する瑕疵に対する補正をしないことによる損害を含む）を被った場合、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。ただし、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる成果物の検査合格の日から5年以内に、又は検査に合格していない場合は本契約を締結した日から5年以内に行わなければならない。甲は請求権を行使することができない。

- 2 前項の損害賠償の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利益、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約の契約総額を限度とする。また、逸失利益、特別損害については、損害賠償責任を負わないものとする。
- 3 前項は、乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、これを適用しない。

（甲の解除権）

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
- (2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合
- (3) 正当な事由なく定められた期日までに契約の履行に着手しない場合
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合

- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
  - (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
  - (7) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
  - (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
  - (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
  - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
  - (11) 乙が本契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
  - (12) 乙が本契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかった場合
  - (13) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 甲は、前項の規定によるほか、乙の債務不履行が催告後1 か月を過ぎても是正されないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。
- （談合その他不正行為に関する甲の解除権）
- 第36条 甲は、乙が本契約に関し、談合その他不正行為に関する次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分を取り消しの訴えが提起された場合を除く。）



(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分を取り消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合

2 乙は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

（契約解除に関する違約金）

第37条 乙は、第35条第1項又は第2項、若しくは前条第1項の規定により甲が本契約を解除した場合、違約金として契約総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、履行を終えた部分については違約金の対象としない。

2 前項の場合において、本契約の締結にあたり契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

（談合その他不正行為に関する賠償）

第38条 乙は、本契約に関し、第36条第1項各号のいずれかに該当するときは、本契約の履行の前後及び甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約総額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、本契約が完了した後も同様とする。

(1) 第36条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第36条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第39条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により本契

約の履行をすることができなくなったときは、甲に本契約の変更若しくは解除又は本契約の履行の中止を書面により申出することができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、甲乙協議の上で契約を変更し、若しくは解除し、又は本契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による本契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(天災等による履行不能)

第40条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかったと認められるときは、甲は、その損害の全部又は一部を負担する。その負担額は、甲乙協議の上で定める。

(危険負担)

第41条 乙が第7条の規定により甲に機器等の引渡す前に機器等に滅失毀損が生じた場合は、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

2 乙が第7条の規定により甲に機器等の引渡した後に機器等に滅失毀損が生じた場合は、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

(運搬責任)

第42条 本契約の履行に関し、機器等及び納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとする。

(費用負担)

第43条 本契約の締結に要する費用並びに本契約に基づく機器等の搬入、設置及びその他本契約を履行するために要する全ての費用は、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、全て乙の負担とする。

(法令の遵守)

第44条 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、日本国の法令及び甲の条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

2 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成27年新潟市条例第49号）その他関係法令を遵守しなければならない。

3 乙は、前2項について、関係監督機関から処分、指導等があった場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第45条 乙は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに書面により甲に報告するとともに警察に届け出な

ればならない。

- 2 甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上で履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第46条 本契約に関する訴訟については、甲の本庁所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第47条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(特記事項)

第48条 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

- 2 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の規定による。
- 3 本契約及び仕様書等における期間の定めについては、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の規定による。
- 4 本契約に規定する金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

別記

## 情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないように、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破砕、裁断、溶解等によって、情報を復元できないように措置を講じなければならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った乙の作業従事者を明確にしなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の情報ネットワーク管理者（IT推進課長）より許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報

以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。  
(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。  
(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。  
(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。  
(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。  
(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。  
(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となつてはならない。  
(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用して本契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。  
(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第24条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

別記

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たっては、新潟市個人情報保護条例その他個人の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還又は引き渡し)

第8条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従わなければならない。

(従事者への周知)

第9条 乙は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。



(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第12条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。